

4. 自主防災組織及び個人の日頃の取り組みと発災時の行動

(1) 日頃の取り組み

各家庭で、以下の取り組みをしていただくように、各町会で啓発・推進する。

①出火防止

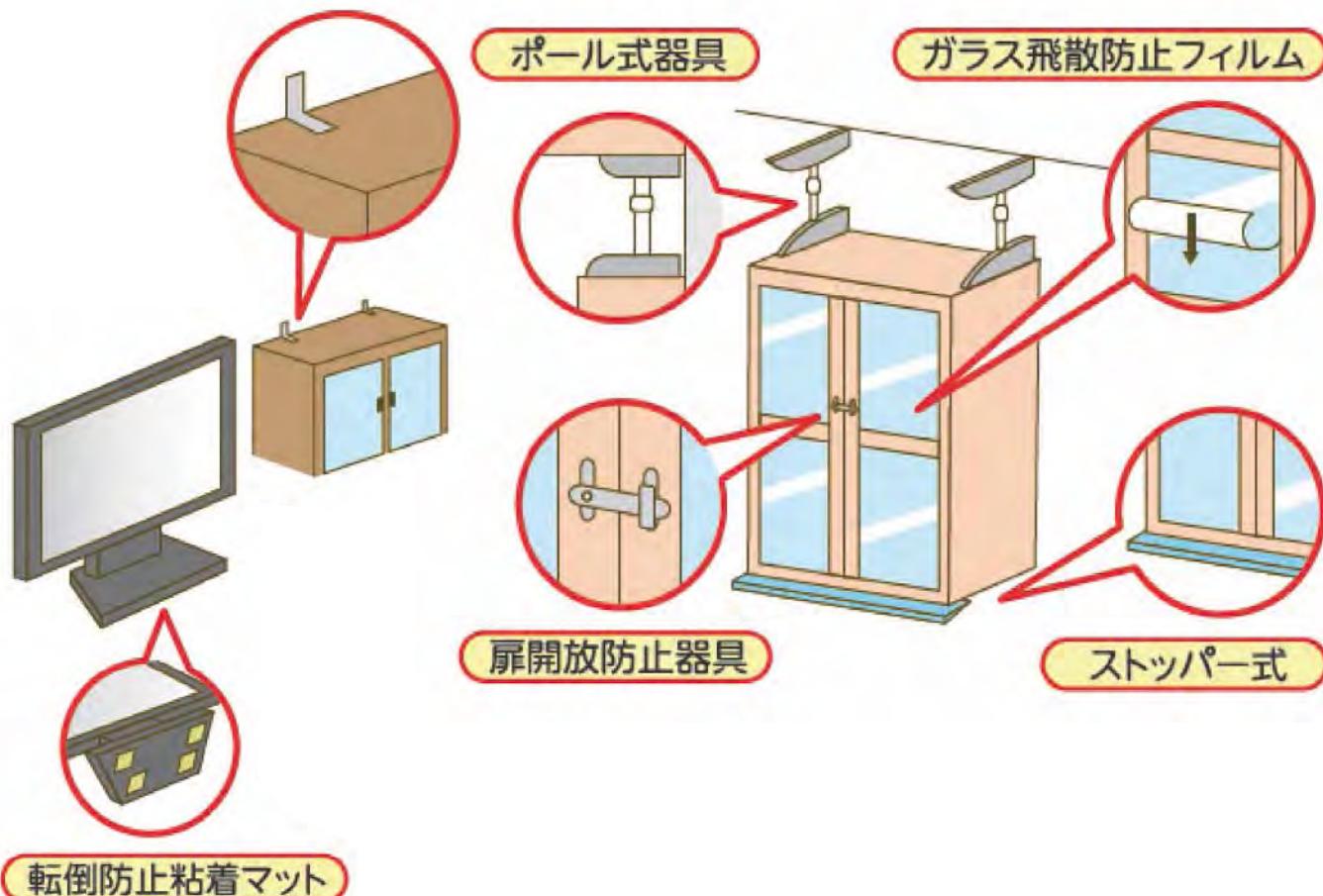
大地震時などにおいては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、次の事項の点検・整備を進める。

- ・火気使用設備器具の整備及び、その周辺の整理整頓状況
- ・可燃性危険物品などの保管状況
- ・消火器など、消火用資機材の整備状況
- ・その他、建物等の危険箇所の状況

②家具転倒防止器具の取り付け促進

高齢化世帯等の家具の転倒防止を推進するために、下記事項を検討、推進する。

- ・室内の危険箇所の点検
- ・安全対策、転倒防止策などの検討及び、ご提案
- ・家具の設置場所の変更や転倒防止器具取り付けの呼び掛け



(2) 災害時の取り組み

① 地震災害の発生当初の行動

- ・机、テーブルの下に潜るなどして、まず自身の頭と体を守る。
- ・室内においてもスリッパや靴をはき、足を守る。
- ・ガス、電気器具等のスイッチを切り、ガスの元栓を閉めたり、電気のブレーカーを落として通電火災等の発生を防止する。
- ・玄関や部屋のドアを開け避難路を確保する。
- ・災害の情報を取得する。
- ・室内、家屋の安全を確認する。
- ・家族、親類等の安否を確認する。



② 水害等の災害の発生時の行動

- ・テレビ、ラジオ等により情報(気象、災害)を収集する。
- ・水害、河川の氾濫の危険がある時は、避難の準備等を早めに済ませる。
- ・「避難準備情報」が発令された時は、避難に時間要する高齢者等は早めの避難を開始する。
- ・「避難勧告」「避難指示」発令時は落ち着いて、直ちに避難する。
- ・夜間又は、風雨が激しい時は、無理をせず、2階以上の安全な場所に避難する。



大阪市からの避難情報について

大阪市では、防災スピーカーや携帯電話・スマートフォンへの緊急速報メールなどにより、必要な場合に避難情報を発令します。

発令時の状況	避難準備情報	避難勧告	避難指示
皆さんにしていただく行動	◆人的被害の発生する可能性が高まった状況	◆人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	◆前兆現象の発生など人的被害の発生する危険性が非常に高い状況 ◆人的被害の発生した状況
	◆避難行動要支援者や避難行動に時間を要する住民は、避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）	◆通常の避難行動ができる住民等は、避難所等への避難を開始	◆すべての住民等は、避難を直ちに完了

避難情報の収集手段

- ・防災スピーカー（防災行政無線）
- ・広報車
- ・緊急速報メール
- ・ホームページ
- ・ツイッター
- ・おおさか防災ネット
- ・テレビ・ラジオ など

③安否確認

- ・自分と家族に被害が無い場合、「白いタオル等」を玄関先やドアノブなどに掛け安否を知らせる。
- ・隣近所の助け合いにより、町会毎の一時避難場所に集結し、安否確認を行う。
- ・町会責任者は各役員に安否確認を実施させ、それを把握する。
- ・安否が不明な時は、救出・救護班と一緒に、
救出・救護活動を行う。
- ・地域外に避難する場合には、避難先(連絡先を含む)
等を班長、町会役員等に連絡する。



④初期消火

- ・火災発生発見時は大声で隣近所に伝え、応援をもらうと共に、消火器等にて初期消火を行う。
- ・マンション等の集合住宅の場合は非常ベル等で知らせる。
- ・天井まで火が回った場合は、初期消火を中止し、身の安全を守るため避難する。
- ・※要配慮者の誘導支援をする場合には、風上方向へ避難させる。
- ・可搬式ポンプ等による消火を行う。



⑤救出・救護活動

- ・近隣による安否確認の結果、救出・救護が必要な場合は、救出・救護班を中心に救助活動を行う。地域の元気な住民の応援を求め、積極的に救出・救護活動を実施する。
- ・救助資機材の活用や、地域企業のフォークリフト、バール等の有用な資機材の支援を依頼し、地域一丸となって救出・救護活動を行う。
- ・地震等、災害の発生が小学校の下校時間と重なり、路上で怯えて避難行動がとれずにいる児童を見かけた場合は、自宅や学校等、最も近く、安全が確保できると思われる場所へ避難するよう声掛けする。



⑥避難行動

- ・自身の身の安全を確保し、近隣の助け合いで一時避難場所に集合する。町会責任者により安否確認を行う。安否確認後、家屋の倒壊などで自宅での生活が不可能な場合は、災害時避難所の上福島小学校へ避難する。
- ・元気な地域住民は避難誘導班を支援する。



※要配慮者とは…高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など災害時に配慮を要する方